

# 裁 決 書

審査請求人が令和5年11月28日付けで提起した審査請求（令和5年審査請求第1号）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 事 案 の 概 要

審査請求人は、令和5年11月28日、和光市長に対し、和光市職員の公益通報に関する要綱（平成19年要綱第16号。以下「要綱」という。）第7条の規定により実施された公益通報委員会（以下「委員会」という。）のうち令和5年第1回委員会及び令和5年第2回委員会は不当であるとして、委員会のやり直しを求め、審査請求をした。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 令和5年9月8日に、和光市長に対し、平成30年度以降の委員会の開催状況が分かる資料について情報公開請求を行い、令和5年11月1日付け和職第102号により一部開示決定を受けた。
- (2) 開示を受けた文書等から、令和5年第1回委員会の議題が和光市職員の通勤手当不正受給問題であると推測ができ、また当該職員が自らの問題に関する委員会に出席していると考えられることから、これは要綱第7条第6項（「委員に係る公益通報については、当該委員は、委員会に参加することができない。」）の規定に違反している。
- (3) 令和5年第1回委員会及び令和5年第2回委員会は要綱第7条第6項違反であると考えられることから、不当であり、やり直しを求める。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条では、行政庁の処分不服がある者は、審査請求をすることができる旨が規定されている。
- (2) 法第3条では、法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該

申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为がある場合には、審査請求をすることができる旨が規定されている。

- (3) 法第24条第2項では、審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、当該審査請求を却下することができる旨が規定されている。

## 2 審査庁の判断について

- (1) 上記理由1(1)及び(2)のとおり、法第2条及び第3条は、審査請求をすることができる者について、行政庁の処分不服がある者又は行政庁に対して処分についての申請をした者（当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作为がある場合）と規定されている。
- (2) これを本件審査請求に当てはめると、審査請求人は、過去に実施された委員会が不当なものであり、当該委員会のやり直しを求める旨主張するものであって、行政庁の処分及び不作为に対して審査請求をするものではない。
- (3) よって、本件審査請求は、不適法であって補正することができないことが明らかである。

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって、かつ、これを補正することができないことが明らかであることから、法第24条第2項の規定により主文のとおり裁決する。

令和5年12月19日

審査庁 和光市長 柴崎 光子

### 教示

この裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、和光市を被告として（訴訟において和光市を代表する者は和光市長となります。）、提起することができます。ただし、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。